

戸田市地域生活支援拠点に係るQ&A

Q 1 戸田市地域生活支援拠点等事業ガイドラインにおける「緊急時」とはどのような状況を想定していますか？

A 1 具体的には、養護者・介護者の急病や死亡等により、介護が難しくなった場合や、虐待を受け、支援が必要となった場合等があてはまります。その他、実際の状況により「緊急時」に当てはまるか検討します。

Q 2 相談支援事業所が地域生活支援拠点として登録することで地域体制強化共同支援加算を算定できるようになりますが、同じ会議でサービス担当者会議を実施した場合はサービス担当者会議実施加算も同時に算定できますか？

A 2 同時に算定できます。

Q 3 地域体制強化共同支援加算は事業者2者で対応した場合算定できないのですか？

A 3 厚生労働省の報酬告示に事業者3者以上とあるので、2者では算定できません。

Q 4 短期入所で地域生活支援拠点等に係る加算は緊急時の受入れに限らず加算できますが、実際に緊急時に受け入れた際に緊急短期入所受入加算や定員超過特例加算は算定できますか？

A 4 実際に緊急時に受け入れた際に要件を満たせば算定できます。

Q 5 一般相談支援事業所（地域移行支援）の体験利用加算とはどのようなものでしょうか？

A 5 体験利用加算は、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に加算を算定できるものです。他の事業所に委託して実施した場合でも加算を算定できます。地域生活支援拠点の登録をしていると1日につき50単位の追加の単位が加算されます。